

定 款

令和 4 年 6 月 21 日



八千代工業株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条

当会社は、八千代工業株式会社と称し、英文では、 **Yachiyo Industry Co., Ltd.** と表示する。

(目的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 輸送用機械器具、原動機、汎用機及び工作機械器具その他一般機械器具関連部品及び電気電子機械器具の製造、販売及び修理
2. 娯楽教育用の車輛、舟艇、その他乗物の製造及び販売
3. 金属製品、樹脂製品、セラミックス製品及び硝子製品の製造、販売、修理及び表面処理加工
4. 建築物に関連する装置、用品、部品の製造、販売及び修理
5. 衛生・福祉・介護・医療に関連する設備、用品その他の機械器具の製造、販売及び修理
6. 輸送用機械器具の企画・開発・設計業
7. 衛生・福祉・介護に関連するサービス業
8. 物流業、倉庫業及び不動産の賃貸
9. 情報システムに関する、教育・コンサルティング・技術指導・研修の実施並びにソフトウェア・教材の販売及び賃貸
10. 前各号に関連する装置、部品、用品、材料の製造、販売、技術供与その他の一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を埼玉県狭山市に置く。

(機関)

第4条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、7,000万株とする。

(取締役会決議による自己株式の取得)

第7条

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条

当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条

当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主権行使の手続きは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第12条

当社は、毎事業年度末現在の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②本定款に定めるもののほか、権利を行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

②前項のほか必要のある場合は、臨時株主総会を招集する。

③株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。

④取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第14条

株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い、取締役会長又は取締役社長がこれにあたる。

取締役会長及び取締役社長とともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第16条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使

することができる株主の議決権の過半数をもってする。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。

（議決権の代理行使）

第 17 条

株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

（議事録）

第 18 条

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、当会社の本店に 10 年間備え置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 19 条

当会社の取締役は、12 名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 21 条

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定することができる。

②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 23 条

取締役会に関しては、法令又は定款に定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

②当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行い、監査役が当該提案につき異議を述べないときは、当該提案を承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会招集の通知)

第 24 条

取締役会の招集通知は、会日より 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。

(取締役の報酬)

第 25 条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 26 条

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 27 条

当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

(監査役の任期)

第 29 条

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 30 条

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会）

第 31 条

監査役会に関しては、法令又は定款に定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

（監査役会招集の通知）

第 32 条

監査役会の招集通知は、会日より 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

②監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。

（監査役の報酬等）

第 33 条

監査役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（社外監査役の責任限定契約）

第 34 条

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

（事業年度）

第 35 条

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 36 条

当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第 37 条

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 38 条

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

附則

(株主総会資料の電子提供制度に関する経過措置)

定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

②前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

③この附則の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和28年	8月26日	施行
昭和29年	10月30日	改正
昭和33年	3月24日	改正
昭和35年	2月6日	改正
昭和37年	2月25日	改正
昭和38年	2月10日	改正
昭和38年	9月26日	改正
昭和39年	6月10日	改正
昭和41年	3月24日	改正
昭和43年	5月30日	改正
昭和43年	9月5日	改正
昭和47年	5月25日	改正
昭和48年	2月1日	改正
昭和48年	5月29日	改正
昭和50年	5月26日	改正
昭和56年	7月1日	改正
昭和58年	6月29日	改正
昭和59年	6月29日	改正
昭和60年	6月28日	改正
昭和62年	6月29日	改正
平成6年	6月30日	改正
平成7年	6月29日	改正
平成8年	6月27日	改正
平成10年	6月26日	改正
平成13年	6月28日	改正
平成14年	6月25日	改正
平成15年	6月24日	改正
平成16年	6月24日	改正
平成17年	8月1日	改正
平成18年	6月22日	改正
平成20年	6月23日	改正
平成21年	6月24日	改正
平成22年	1月6日	改正 (附則削除)
平成23年	6月24日	改正
平成24年	6月26日	改正
平成26年	6月24日	改正
令和4年	6月21日	改正